

武田薬品工業（株）

代表取締役社長（兼環境担当取締役）長谷川 閑史 殿

人口密集地に「バイオ公害対策」不十分な

巨大研究所の建設中止と計画の見直しを求める要求書

武田問題対策連絡会

共同代表 青柳節子 木村直人 小林麻須男

斎藤勝彦 宮澤政文 平倉誠

（連絡先 藤沢市亀井野1371-5 小林麻須男）

これまで貴社に対し、私たちは、創薬にとって病原体を用いた動物実験や遺伝子組み換え実験が必要となることを認めながらも、人口密集地に於ける住民の安全と環境保全の立場から対話を進めてきました。しかし、3回にわたる対話集會に於ける貴社の回答を受けても具体的内容に乏しく、依然として不安は増幅されることはあっても、いっこうに解消されません。貴社は、これまで繰り返し、誠実を旨とした武田イズムを果たすと述べてきましたが、言葉だけに終わらせない為には、法令遵守はもとより、市との協定を守り、県の指針や条例、WHOの勧告に従い、住民の要望に誠実に耳を傾け、具体的に対応することではないでしょうか。貴社は、住民とのリスクコミュニケーションをはかるといふ事で、何回も住民説明会をやったというだけで、具体的に何一つ住民の要望に応えたものはありません。第3回対話集會に於いても、貴社は、わたしたちの要請事項について、何ら回答はありませんでした。私たちは、ここに下記事項を改めて要求書として提出し、貴社社長からの誠意ある回答を求めると共に本件について、貴社との話し合いを求めるものです。

< 要求事項 >

下記事項について住民との合意が得られるまで研究所建設に係る工事を中止し、計画の見直しを行うこと

- 1, 協定書違反の研究所排水の公共下水道放出を止め、敷地内に自社処理出来る排水処理施設を設置し、循環再利用すること

貴社は、P3実験施設、R1実験施設などからの排水ならびに滅菌処理していないP1、P2施設、動物実験施設からの排水について藤沢市の下水処理施設である大清水浄化センターに1日あたり2200立方メートルも放流するとしている。貴社が予定している排水の大清水浄

化センターへの放流問題については、昭和53年、貴社も藤沢市との協定で、工場排水を大清水浄化センターに放流しないことを約束した筈である。この大清水浄化センターの排水は、境川に放流され、江の島海岸へ流れ出ていく。

貴社は、工場から研究所に変わったから、協定書は無効だと言うが、当時藤沢市は、市内の研究所とも同様の協定を結んでおり、現在でも50社近い他社がこの協定を遵守している中で、工場から研究所にかわったからなどという貴社の言い分は著しく社会的公平を欠くものである。また、貴社は平成19年4月の環境影響評価計画書に下水道処理施設に放流するとし、計画当初から「水質汚濁」の環境影響評価からはずし、危険なバイオ排水を公共下水道に流しこむ事としていることは、協定違反のみならず環境アセス逃れの二重の反社会的行為と言えるものである。

私たちは、貴社研究所から排出される汚染排水については大清水浄化センターに放流せず、県のバイオ指針でも廃棄物自己処理責任の徹底が求められているように施設内にてすべて浄化処理し、循環再利用し、外部に一切放流しないよう求める。

2、研究所からの排気については、循環再利用型の換気処理施設を設置し、外部への放出は行わないこと

貴社によれば研究施設棟からの排気塔を190本も建て、1時間あたり800万立方メートルの排気を放出するとのことである。武田は、HEPAフィルターの使用によって、バイオ汚染物の排出は無いと言うが100%除去される訳ではない。作業環境維持のため場外排出が必要だと言うが、WHO見解でもHEPAフィルタ通過排気の実験室内再循環再使用を認めている。住民の安心・安全確保のため、神奈川県バイオ指針に則り、研究所排気ガスの自己施設内処理の原則を遵守し、外部への排出は行わないよう求める。

3、研究所から外部に病原体や遺伝子組み換え生物及び有害物質などを一切放出しないこと

貴社が湘南工場跡地に計画している実験施設（P3等）では、病原性の強いHIVや鳥インフルエンザを扱う実験や、遺伝子組み換え実験等を行うとされているが、こうした危険な実験をするに際して研究所から大気中に病原体や遺伝子組み換え生物及び有害物質などを一切放出しないこと。

研究所から場外に出る排水口、排気口には県の評価書でも指摘しているバイオ検査設備を設置し、不活性化、無菌化を24時間体制でチェックすることを求める。具体的には疫学的培養テストを実施するよう求める。

4、人口密集地に大規模な動物実験施設・焼却炉を建設しないこと。

貴社は、配慮施設（学校、病院、福祉施設）の多い人口密集地に巨大な研究所・動物実験施設、焼却施設を作ることは、排水、排気、臭気、煤煙の垂れ流し、福祉・教育・医療施設に対する精神的バイオハザードなど社会常識を逸脱している。

・動物実験設備は、動物実験数を増やさないという3R方針に則り、貴社の現状施設（十三+筑波の動物実験設備）規模に縮小するよう求める。

・実験動物の死骸処理は、「火葬場はその境界から人家まで300m以上離れたところに設置すべき」という神奈川県条例に準じて住宅街の隣接する当地に建設せず、適切な外部に設置することを求める。また、貴社が、湘南の地へ進出を考えた立地条件として、首都圏に近く外国人研究者にとっても魅力的な地域であること等が評価書で挙げられているが、WHOの立地条件指針が求めている周辺住民へのバイオハザードの観点、大型焼却炉に伴う住民への迷惑など、近隣住民の健康や安全・安心に対する配慮が全く欠落している。私たちは、貴社がWHOの立地条件指針に従い、人口密集地に大規模な動物実験施設・焼却炉を建設しないよう求める。

5、研究所建設にあたっては、原子力研究所並みの建築基準をもって設計すること

貴社が実験施設ならびに研究施設を計画する場所は元水田地帯であり、過去何度も水害が発生している。仮に地震等が発生した場合、液状化現象の起きやすい軟弱な地質、土壌である。災害時に建物の倒壊、亀裂により危険物の漏洩、実験動物の逃走など被害が甚大になる可能性が高い。従って、新研究所は、原子力研究所並みの建築基準をもって建設して頂きたい。さらに、貴社の施設だけでなく周辺地域の地盤変動を起こさせない対策を講じて頂くよう求める。

6、土壌汚染の再調査を実施すること

かつて貴社が製薬工場を稼働させていた当時、周辺の地下水が飲料に適さないほど土壌が汚染された経緯がある。土壌については武田薬品の環境影響予測評価で問題なしと結論づけているが、当事者自らが行なった調査では客観性に欠ける。このまま計画どおり大規模な施設が建設されれば、近隣地域への土壌汚染の被害が広がる可能性が高い。第三者機関や公的機関による土壌調査を継続的に実施し、安全性を明らかにするよう求める。

7、住民との安全協定を締結すること

貴社は、定常運用時・非常時を問わず、バイオハザードが万一発生した際の具体的対応策を公表していない。周辺住民にも周知徹底していない。住民の事前訓練計画も示されていない。貴社は、藤沢市、鎌倉市との安全協定の締結を表明しているが、研究施設完成後、周辺住民に定期的に情報を開示し、施設への住民の立ち入り調査権、事故が発生した場合の無過失責任並びに、上記合意事項を含めた住民との安全協定を締結するよう求める。